

西宮市立甲山自然環境センター運営事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立甲山自然環境センター条例(平成17年条例第32号。以下「条例」という。)及び同施行規則(平成17年規則第41号。以下「規則」という。)の規定に基づき、運営事務を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

(使用者の資格)

第2条 施設の利用者は、自然体験活動、環境学習活動、各種研修、交流並びに青少年の健全な育成に関する活動及びその他施設の設置目的を推進する活動を目的とし、施設を利用する者とする。

2 主たる利用者が中学生以下の場合は18歳以上の引率責任者を必要とする。

3 施設の主たる利用者が18歳未満(中学生以下を除く)の場合は、18歳以上の引率責任者または法定代理人の同意を必要とする。

(利用許可に関する事務及び条件)

第3条 甲山自然の家及びキャンプ場(以下「自然の家等」という。)の利用許可に関する事務及び条件は、条例第5条の規定の他、次のとおり定める。

(1) 西宮市(以下「市」という。)が公用で利用する場合又は西宮市立甲山自然環境センターの指定管理者(以下「指定管理者」という。)が指定管理業務の範囲内で利用する場合の利用許可申請の受付は、利用日の1年前から、市内の家族、団体又はグループが利用する場合は、利用日の初日の属する月の6月前の1日から、市外の家族、団体又はグループが利用する場合は、利用日の初日の属する月の5月前の1日から行う。

(2) 自然の家及び宿泊を要するキャンプ場の利用は利用日初日から起算して、2週間前までに利用許可申請書及び活動プログラムの提出を義務づけ、その内容を確認し、利用を許可する。

(3) 自然の家の部屋割りについては、やむをえない場合を除き、定員を原則として割り振るものとする。キャンプ場についても同様とする。

(4) 自然の家等の施設継続利用は、規則第4条の規定により3日を限度とする。ただし、その継続利用する内容等について、次のいずれにも該当し、かつ管理上支障がないと判断される場合は、8日を限度にその利用を許可することができる。

ア 他の利用者の利用を妨げない範囲であること

イ 政治または宗教活動並びに団体の宣伝または営利を目的としていないこと

ウ 主として市民の子供の自然体験、環境学習または健全育成に資する活動その他これらに類する活動であること

(5) キャンプ場の日帰り利用については、利用当日の申請についても許可する。ただし、社家郷山キャンプ場の平日利用については、事前の申請を必要とする。

(6) 自然の家の入所時間(宿泊の場合に限る)は午後5時までとする。

(7) キャンプ場の入場時間は、宿泊の場合が午後4時まで、日帰り利用の場合が午前11時までとする。ただし、公立の小・中学校の夏期休業期間における入場時間(宿泊の場合に限る)は、午後3時までとする。

(8) 規則第2条第3項に規定する特に必要があると認めたときの利用時間等は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ定めるところによる。

ア 甲山自然の家に宿泊する者がその宿泊する日において午後4時30分以降に甲山キャンプ場を利用するとき 午後4時30分から午後9時までの間で指定管理者が決定した時間

イ 市が公用で利用するとき又は指定管理者が指定管理業務の範囲内で利用する場合において特に

必要がある認めるとき 指定管理者が決定した時間

ウ その他市長又は指定管理者がその必要性があると認めるとき 市と指定管理者で協議して決定した時間

(9) 同条第4号のアに規定する他の利用者の使用を妨げない範囲とは、使用日の属する3月前の1日時点で他の利用者の申請の有無を基準に、指定管理者が決定する。

(10) 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、若しくは信者を教化育成すること、又は物品等の販売、営業若しくは営利を主たる目的とする会合や事業は許可しない。

(11) 使用者が特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することが明らかな会合や事業は許可しない。

(使用料)

第4条 使用料について、条例及び規則に定めるほか、次のとおり定める。使用料は納付書等による前納とし、原則として使用開始までに納付しなければならない。

(減免)

第5条 条例第8条第1項ただし書き及び規則第7条第3号に規定するその他市長が特別の理由があると認めた場合の使用料の減額及び免除は、別表に定める区分により行う。

2 別表に定める使用料を減免する個人及び団体等は、自然の家等の使用許可申請書中減免申請欄への記入をもって減免とする。

(複写機の利用料金の弁償等)

第6条 利用者は、甲山自然の家に設置する複写機を使用するときは、複写機の利用に伴う実費の額を弁償しなければならない。

2 実費額は、複写用紙1枚について10円とする。

3 指定管理者は、次の各号に該当するときは、複写機の利用を許可しない。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

4 指定管理者は、複写機の利用に伴う実費を徴収したときは、領収書を発行するものとする。

(施設の定員)

第7条 甲山自然の家の定員は84名とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。ただし、第5条及び別表の規定は令和7年9月1日から実施する。

別 表（第5条関係）（令和7年9月1日以降）

対象団体／対象内容	対象施設	減免額
市内の幼稚園、小・中学校が行う教育課程に基づく学習活動等	甲山自然の家及びキャンプ場における全ての使用料	免除
市内の保育所、認定こども園が行う保育課程に基づく保育活動等		
指定管理者が指定管理業務の範囲内で行う学習活動や体験活動等（自主事業を含む）		

備 考

上記以外の場合は、市と指定管理者が協議して決定する。

参 考 1（令和7年8月31日までの「別表」）

甲山自然の家（和室を宿泊室として使用する場合には限る）及びキャンプ場の使用料（常設テントを除く）を免除する場合	本市住民で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者（これらの者の介護者1名を含む。）が使用する場合
甲山自然の家及びキャンプ場の使用料を免除する場合	（1）公用で使用する場合。ただし、西宮市に限る。 （2）西宮市の学校が教育課程に基づく学習活動を行うとき。 （3）教育委員会が必要と認める社会教育関係団体が使用するとき。
甲山自然の家を『宿泊室として使用する場合』のみを50%減額し、それ以外の使用料を免除する場合	（1）西宮市以外の公共団体が使用するとき。 （2）西宮市の地域団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等が使用するとき。ただし、これらの団体に所属する同好的、趣味的サークルは除く。

参 考 2（条例・規則の減免適用）

対象団体（個人）／対象内容	対象施設	減免額
市（教育委員会等の行政機関を含む。）が公用で使用する場合	甲山自然の家及びキャンプ場における全ての使用料	免除
市民で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（これらの者の介護者1名を含む。）が使用する場合	甲山自然の家（宿泊に限る。）及びキャンプ場（常設テントを除く。）の使用料	免除